

(様式1)

委託設計書

受付 番号		担当 所属	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター 管理部総務課施設担当	担当者 TEL	瀧野 顕子 (253-5308) (内線7024)
件名		公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 産業廃棄物処理業務委託(収集運搬・処分)			
履行場所		公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 横浜市南区浦舟町4丁目57番地			
履行期間 (期限)		令和5年4月1日から令和6年3月31日まで			
かし担保		無し			
その他 特約事項		無し			
現場説明		要 月 日 時 分 場所 <input checked="" type="radio"/> 不要			
委託概要		金額入り ・ <input checked="" type="radio"/> 金額抜き			
		院内で発生した産業廃棄物の収集運搬と再生処分業務を行うこと。			
備考					

(様式2)

部分払い

する (12 回以内) しない

部分払いの基準

内 容	履行予定月	数量	単位	単価	金 額
産業廃棄物処理業務委託(収集運搬・処分)					
廃プラスチック類(ペットボトルを除く)					
収集運搬費	4月～3月	(370,000)	kg		
再生処分費	4月～3月	(370,000)	kg		
金属屑(小金属を含む)					
収集運搬費	4月～3月	(65,000)	kg		
再生処分費	4月～3月	(65,000)	kg		
ガラス・コンクリート・陶磁器くず					
収集運搬費	4月～3月	(10,000)	kg		
再生処分費	4月～3月	(10,000)	kg		
廃プラスチック類(ペットボトル)					
収集運搬費	4月～3月	(135,000)	kg		
再生処分費	4月～3月	(135,000)	kg		
計					
消費税及び地方消費税		1	式		
合計					

代 金

	億	千	百	拾	万	千	百	十	一
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円也

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター 産業廃棄物処理業務委託仕様書(収集運搬・処分)

1 目的

本仕様書は、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下、「委託者」という。）がその事業活動に伴って生じた産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を受託者に委託し、適正に処理することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 書類の作成

委託者、受託者は契約書の作成に当たり、別紙1に必要事項を記入し本仕様書と共に委託契約書に綴り込むものとする。

3 業務の内容

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）及び関係法令を遵守の上、委託者の指定する場所で産業廃棄物を収集運搬し、別紙1の3に記載の処分場所に荷下ろし、処分すること。

4 産業廃棄物の種類及び数量等

産業廃棄物の種類、名称、数量等は次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	名 称	特別管理廃棄物	数 量 単位(k g)
廃プラスチック類	ペットボトルを除くプラスチック製品	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	370,000
金属くず	飲料缶・一斗缶・小金属類	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	65,000
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラス・コンクリート空き瓶・陶器くず・その他	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	10,000
廃プラスチック類	ペットボトル	該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当	135,000

5 収集運搬の頻度・方法等

(1) 産業廃棄物の収集場所として委託者が指定する場所及び収集頻度は次のとおりとする。

収集する場所の名称 : 公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

収集する場所の所在地 : 横浜市南区浦舟町4丁目57番地

収 集 の 頻 度 (原則)

①産業廃棄物 5 日/週 2～4回/収集運搬日

②積み残しのないように収集運搬すること。

③時間帯は原則、午後とする。

(2) 受託者は、廃棄物を運搬するにあたっては、飛散又は流出しないように適切な運搬車両等を使用し、飛散防止策をすること。

(3) 受託者が積み込みする場所は、別途委託者が指定する。

(4) 院内の収集運搬業務は当委託の範囲外とする。

(5) コンテナは、受託者の貸与するものを使用する。

6 処理の方法

産業廃棄物は極力再生処理とする。

7 積替え又は保管

委託者及び受託者は、積替え又は保管について次のとおりとする。

委託者は、受託者が積替え又は保管を行うことを（ 認める ） ・ 認めない ）

8 義務と責任

委託者と受託者の義務と責任は次のとおりとする。

(1) 委託者

ア 委託者は、委託契約する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供するほか、適宜又は受託者との協議により必要な情報を受託者に提供する。

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃プラスチック類
産業廃棄物の発生工程	ペットボトルを除くプラ製品	飲料缶・一斗缶・小金属含む	ガラス・コンクリート・陶器くず・空き瓶等	ペットボトル
産業廃棄物の性状及び荷姿	ビニール袋づめ他	ビニール袋づめ他	ビニール袋づめ他	ビニール袋づめ他
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙

イ 委託者は、「4 産業廃棄物の種類及び数量等」、並びに「本条(1) ア」の情報に変更が生じる場合は、受託者に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって

情報を提供するものとし、変更となる時点を明記するものとする。

- ウ 委託者は、法第12条の5第1項の規定による電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用するものとする。

(2) 受託者

- ア 受託者は、産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から別紙1の処分場所における処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。
- イ 受託者は、電子マニフェストシステムを使用するものとする。
- ウ 受託者は、電子マニフェストシステムを使用可能であることを証明するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを委託者に提出し、委託契約書に添付するものとする。

加入者番号： _____ 公開確認番号： _____

- エ 受託者は、委託業務が終了した日から3日以内に、電子マニフェストシステムを使用してその旨を報告するものとする。
- オ 受託者は、当該処分により生じた残渣の最終処分終了をマニフェストの写しで確認した日から3日以内に、電子マニフェストシステムを使用して委託者に最終処分終了した旨を報告するものとする。
- カ 受託者は、委託者から委託された業務が毎月末終了した後、直ちに部分完了報告書を作成し、請求書と一緒に受託者に提出すること。翌年3月末終了後は、委託完了報告書を提出すること。

9 契約の解除

契約の定め又は法令の規定等によりこの契約を解除する場合であっても、この契約に基づき委託者から引き渡しを行けた産業廃棄物の処理を完了していないときは、受託者の責任で処分を完了すること。

10 委託料

- (1) 収集運搬・処分業務委託に係わる消費税及び地方消費税については、受託者が負担する。
- (2) 収集運搬・処分業務委託に消費税及び地方消費税を上乗せした結果、計算上生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 委託者が受託者に支払う委託料は、収集運搬と処分(最終処分まで含む)に要する費用を含む。

11 その他

- (1) 受託者は、積み込み終了後の集積場所付近を清潔に保つよう努めなければならない。
- (2) この仕様書に定めるほか、年末年始の業務実施に関する事項及び事故・天災で変更する場合は、担当者に連絡して、双方協議して定める。
- (3) 受託者は、契約締結後は「個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項」に基づき、速やかに研修を実施し、報告書（個人情報取扱特記事項第12条）（様式1）及び誓約書（様式2）を提出すること。

1 受託者の事業範囲

受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証等の写しを契約書に綴り込むものとする。

なお、許可証等の記載事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証等の写しを委託者に提出する。

(1) 収集運搬に関する事業範囲等

事業者の名称 : _____
 許可都道府県・政令市 : _____
 許可証の有効期限 : _____
 事業の範囲 : (積替保管 有り 無し) _____
 産業廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり _____
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

事業者の名称 : _____
 許可都道府県・政令市 : _____
 許可証の有効期限 : _____
 事業の範囲 : (積替保管 有り 無し) _____
 産業廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり _____
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

(2) 処分にに関する事業範囲等

事業者の名称 : _____
 許可都道府県・政令市 : _____
 許可証の有効期限 : _____
 処分の方法 : _____
 処分の場所 : _____
 産業廃棄物の種類 : 別添許可証のとおり _____
 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____

2 積替え又は保管

受託者は、委託者が積替え又は保管を行うことを認めた場合に、委託された産業廃棄物の積替え又は保管に係る事項を以下のとおり定める、遵守する。

(1) 積替え又は保管場所に関する事項

ア 積替え又は保管場所の所在地 : _____
 イ 保管できる産業廃棄物の種類 : _____

ウ 積替えのための保管上限 : _____

(2) 受託者は、積替え又は保管の場所において、この契約に係る産業廃棄物を種類の異なる他の産業廃棄物と混合してはならない。ただし、排出行程、性状等が委託する産業廃棄物と同等であるとして委託者が混合を認めた場合は、この限りではない。

3 処分の場所と保管場所等

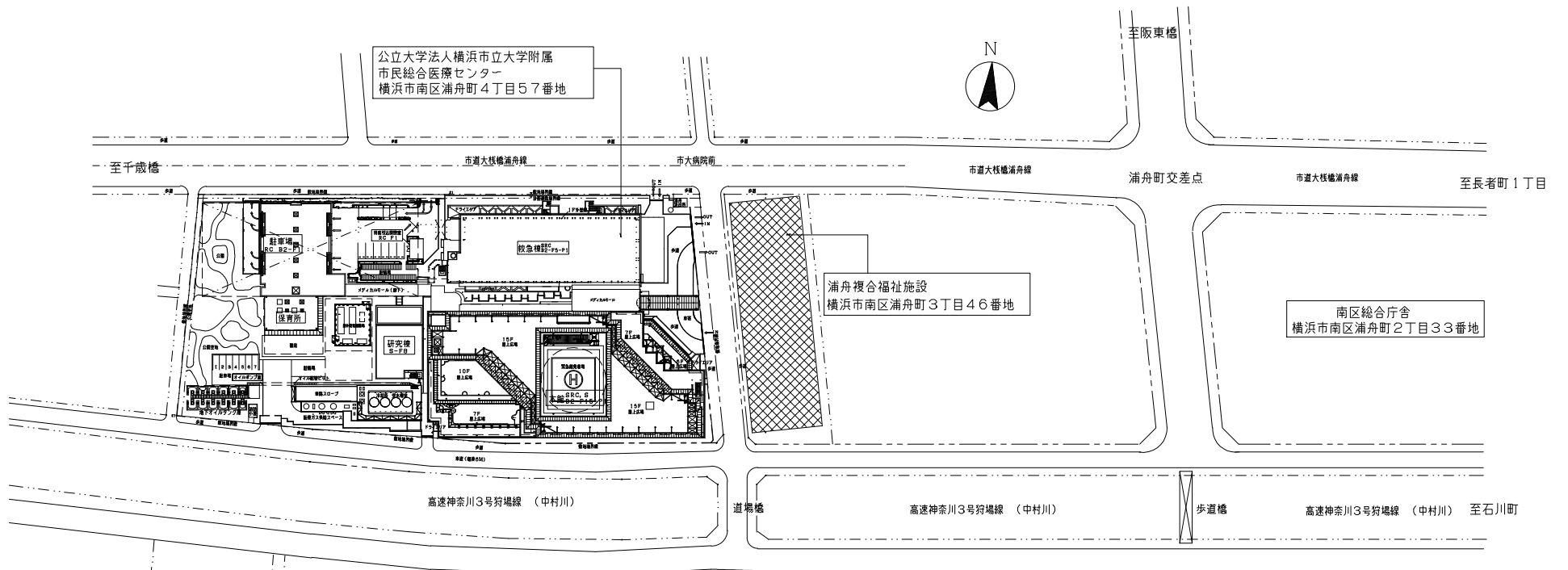
受託者は、産業廃棄物の処分を次のとおり行う。

処分場（業者等）の名称 : _____
処分場所の所在地 : _____
処分又は再生の方法 : _____
処分又は再生に係る施設の処理能力 : _____

4 最終処分について

委託者が委託した産業廃棄物の処理で残渣が発生し、当該産業廃棄物の処理残渣を最終処分地に持ち込み、処分する場合は次のとおりとする。

最終処分場（事業場）の名称 : _____
最終処分場所の所在地 : _____
最終処分の方法 : _____
最終処分に係る施設の処理能力 : _____



横浜市立大学附属
市民総合医療センター
看護師宿舎「ヴィラ花木」
横浜市南区中村町4丁目274番地-2

横浜市立中村小学校
中村特別支援学校

配置図

